

インフルエンザによる出席停止期間について

学校保健安全法施行規則の一部改正にともない平成24年度より出席停止の期間の基準が変更され、インフルエンザの場合は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」と変更されました。

発症日（0日目）は、病院受診した日ではなく、インフルエンザ症状（発熱等）が始まった日になります。そのため病院受診時に、医師に発症日の相談・確認をお願いします。

テスト等で出席停止扱いが必要な場合には、①か②を提出してください。

- ① インフルエンザとわかる薬剤情報用紙の写し（氏名・日付があるもの）
- ② ①がない場合には、治療医院発行の証明書（有料になる場合があります）

◆ インフルエンザ出席停止期間早見表 ◆

		発症日	発 症 後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	×	×	○		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例2	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	×	○		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例3	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	○		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例4	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	○	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
例5	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	○
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

注1：解熱して2日経過しても、発症後5日を経過していない場合は、登校できません。

注2：解熱した日によって、出席停止日が延長されます。

注3：病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。